

令和2年度 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）のご案内

1 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）の対象となる方

県の認可を受けている私立幼稚園（千葉市が利用者負担額を定めている一部の幼稚園は除く。）又は国立幼稚園に在園し、かつ、千葉市に住民登録のある3・4・5歳児（平成26年4月2日～平成29年4月1日生）

※満年齢が3歳に達して就園する児童も、幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）の対象となります。

※千葉市外の私立幼稚園に通われる場合も対象となります。

※千葉市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

2 無償化の対象となる費用

無償化の対象となるのは、入園料及び保育料です。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、保護者の負担となります。

3 無償化の上限額及び算定方法

月額25,700円を上限に無償化

※国立幼稚園は、月額8,700円を上限に無償化されます。

※保育料等の月額と、無償化の月額上限額を比較して、どちらか低い額まで無償化。

※上限額を超えた場合、差額は保護者の負担となります。

○入園料の取り扱い

入園料は、その年度に在籍した月数で除して月額に換算して保育料と合計（以下、「保育料等月額」という。）し、無償化の月額上限額と比較します。

<例>入園料60,000円（年額）、保育料20,000円（月額）の場合

$$60,000円 \div 12 \text{ か月（入園料の月額換算額）} + 20,000円 \text{（保育料月額）} \\ = 25,000円 \text{（保育料等月額）}$$

⇒25,000円（保育料等月額）と無償化の月額上限額25,700円を比較し、低い額である25,000円を無償化。

4 保育料等の支払方法

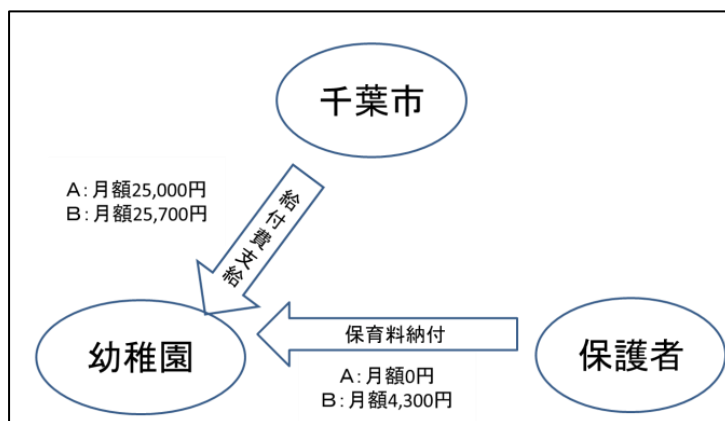
- ・市が、直接、無償化相当額の給付費を幼稚園に支払います。
- ・保護者は、保育料等月額が上限額を超える場合は、差額を幼稚園に支払います。

※入園料・保育料の詳細は、在籍する幼稚園へご確認ください。

◇パターンA 保育料等月額が25,000円の場合
→25,000円を幼稚園に支給。(保護者負担は0円)

◇パターンB 保育料等月額が30,000円の場合
→25,700円を幼稚園に支給。(保護者負担は差額の4,300円)

支払方法イメージ図



5 必要な手続き

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」**A1**に必要事項を記入の上、在籍する幼稚園の指定する提出期限までに、幼稚園に提出してください。

※認定申請書は、在籍する幼稚園経由で市に提出されます。
後日、市から幼稚園経由で認定通知書が送付されます。

6 千葉市独自の補助制度について

令和元年9月まで実施の私立幼稚園就園奨励費補助事業における補助額が、幼児教育・保育の無償化の上限額を超える世帯には、差額を補助します。

(1) 対象と支給額

【対象】(下表の網掛け部分)

◇生活保護世帯の子ども、第3子以降の子ども

◇市民税非課税世帯、ひとり親世帯・障害児(者)世帯の一部の子ども(下表参照)

【支給額】

保育料等月額が無償化の上限額(月額25,700円)を超える場合について、無償化上限額との差額を支給します。ただし、下表の金額を限度とします。

○市独自補助制度の限度額(月額)

補助の区分		限度額		
		()内は、ひとり親世帯・障害児(者)世帯の補助金額		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
B	市民税非課税または 市民税所得割額が非課税の世帯	— (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C1	市民税所得割額の合計額が 102,800円以下世帯(6%:77,100円)	— (—)	— (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C2	市民税所得割額の合計額が 281,600円以下世帯(6%:211,200円)	— (—)	— (—)	2,050円 (2,050円)
D1	市民税所得割額の合計額が 380,400円以下世帯(6%:285,300円)	— (—)	— (—)	2,050円 (2,050円)
D2	上記以外の世帯	— (—)	— (—)	1,210円 (1,210円)

※1 平成29年度税制改正により、平成30年度分から、指定都市に住所を有する者の所得割の税率について、道府県民税は2%、市民税は8%とすることとされました。千葉市を含む指定都市以外で課税されている方(市外からの転入者や単身赴任者等)は、上記表中()内の6%の税額が基準となります。

※2 第2子、第3子以降の判定は、補助区分がC2～D2の方は、小学校3年生までのきょうだいの中で、補助の対象となる園児が上から何人目にあたるかで判定します。補助区分がA～C1に該当する世帯は、小学校4年生以上のお子さんも、きょうだいの人数に含めます。

<例>きょうだいが、小学校6年生、年長、年少の場合

補助の区分A～C1の世帯…年長のお子さんは第2子、年少のお子さんは第3子

補助の区分C2～D2の世帯…年長のお子さんは第1子、年少のお子さんは第2子

(2) 算定方法

保育料等月額が無償化の上限額(月額25,700円)を超えた差額と、市独自補助制度の限度額(上表参照)を比較し、どちらか低い額を支給します。

<例>保育料等月額30,000円、「C1階層」「第3子」の場合

→無償化の上限額25,700円との差額4,300円(差額)と市独自補助制度の限度額2,050円を比較し、低い額である2,050円を支給。

(3) 手続き・支給時期

申請手続きについては、別途、幼稚園経由でご案内（9月、3月頃）します。
支給時期は、6か月分ずつ11月、5月頃の予定です。

7 給食費（副食材料費）に対する補足給付事業について

一部の世帯を対象に、給食費（副食材料費）に対する補足給付事業（補助制度）を実施します。

(1) 対象と支給額

【対象となる子ども】 年収360万円未満世帯の子ども

所得に関わらず第3子以降※の子ども

※ただし、小学校3年生までのきょうだいの中で、対象となる園児が上から何人目に
あたるかで判定します。

【対象となる費用】 幼稚園が提供する給食費のうち、副食材料費（おかず代等）

※主食（お米、麺、パン等）は対象外

※預かり保育で提供されるおやつ代等は対象外

【支給額】 副食材料費（月額）と月額上限4,500円を比較してどちらか低い額

(2) 手続き・支給時期

申請手続きについては、別途、幼稚園経由でご案内（9月、3月頃）します。
支給時期は、6か月分ずつ11月、5月頃の予定です。

8 注意事項

◇幼稚園に在園したまま千葉市外に転居した場合は、転居先の市区町村で無償化の対象となり
ます。住民登録のある市区町村の担当課へ、無償化に必要な手続きをご確認ください。

また、必ず幼稚園に市外に転出したことをお知らせください。

◇転園した場合は、転園先の幼稚園で改めて「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
（法第30条の4第1号）」を提出してください。

◇企業主導型保育事業を利用されている方は、幼稚園の入園料・保育料分の無償化は対象外とな
ります

◇就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

【問い合わせ先】 千葉市中央区千葉港2-1（千葉中央コミュニティセンター9階）

千葉市こども未来局 こども未来部 幼保支援課 幼児教育振興班

電話：043-245-5100 FAX：043-245-5629